

浜松市経済・雇用対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の経済活性化及び雇用対策に関する施策を総合的に推進するため、浜松市経済・雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市における経済・雇用対策に関する情報収集及び連絡調整
- (2) 本位地における経済・雇用対策に関する施策の推進
- (3) その他経済・雇用対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は浜松市庁議等に関する規則（平成11年浜松市規則第70号）第3条に規定する庁議を構成する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、庁議において第2条に掲げる対策本部の所掌事務に関する審議、報告、連絡等が行われた場合は、当該庁議を対策本部の会議とみなす。
- 3 会議において必要と認めるときは、本部員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 対策本部に、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、関係課長等をもって組織し、検討結果等を対策本部に報告するものとする。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、産業部産業総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。